

こども大綱について

こども基本法10条において

市町村は、国が策定する「こども大綱」と都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられた。

※こども大綱は令和5年中に策定予定。

こども大綱について

こども基本法9条において

「こども大綱」は、既存の3つの大綱

- ㊦ 少子化社会対策基本法第7条1項に規定する総合的かつ長期な少子化に対処するための施策（少子化社会対策大綱）
- ㊧ 子ども・若者育成支援推進法第8条2項各号に掲げる事項（子ども・若者育成支援推進大綱）
- ㊨ 子どもの貧困対策推進に関する法律第8条2項各号に掲げる事項（子どもの貧困対策大綱）

を含むものとされているため、こども大綱を勘案して策定する「こども計画」にも、これらに相当する内容が含まれることになる。

こども大綱について

こども基本法10条において

こども計画は、既存の各法令に基づく、以下の市町村計画と一体のものとして策定できるものとされている。

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する**市町村子ども・若者計画**
- ② **子どもの貧困**対策推進に関する法律第9条に規定する**市町村計画**
- ③ その他、地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
(例) 次世代育成支援対策推進法に基づく**市町村行動計画**
子ども・子育て支援法に基づく**子ども・子育て支援事業計画**